

苫小牧市民活動センター ふれあい3・3「掲示物」許可基準

【掲示許可の判断基準】

1. 苫小牧市民活動センターにポスターを掲示する場合、苫小牧市民活動センター1階受付に申請してください。
掲示期間は受付時から3ヶ月間とし、日付入り受付印を押印したポスターのみ貼付することができます。
なお、継続して掲示を希望の場合は期限切れ前に更新手続きを行ってください。ただし、募集期限等を記載していないポスターに関しては、次年度の4月1日にすべて撤去いたしますので、再度掲示を希望する団体等は新たに申請してください。
2. 原則掲示するポスターは1団体等1枚としますが、非営利目的又は公共性のあるポスター等については複数枚許可しますので、申請時に受付担当者に説明し許可を得てください。(許可枚数は各フロア1枚とします)
※ただし、掲示スペースが不足した場合は、掲示枚数を減じる場合があります。
※ポスターのサイズはA1サイズ(594mm×841mm)を限度とします。(公共性のあるものは除く)
3. 掲示する以下のポスター内容は、原則承認しません。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - (2) 美観を損なうもの
 - (3) 市民に不快の念を与えるもの
 - (4) 特定の政治活動のためにするもの
 - (5) 危険を生ずるもの
 - (6) ポスターに割引券等を備付けているもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められるもの
例：アルコールの飲食を伴うもの、ギャンブル性のあるポスター等

【留意事項】

※無断掲示はおやめください(連絡先等不明の場合は撤去いたします)

※1階ホワイエは行事開催施設によってポスターの掲示場所が定められています。

スペースに限りがございますので、開催期日の近いものを優先とさせていただきます。